

事業所名

児童デイサービスこはる

支援プログラム（参考様式）

作成日

2025年

3月

25日

法人（事業所）理念		福祉を求めて社会福祉を拓く						
支援方針		健康・生活・運動・感覚・認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性の5領域について個別支援計画書を作成し、保護者様、お子様に説明し、同意を得て実施します。個別支援計画書はお子様の状況・状態を把握し、児童発達支援管理責任者、児童指導員、言語聴覚士、保育士等で評価して作成します。支援内容はお子様の特性に合わせて課題を設定し、定期的に目標がどの程度達成されたか上記職員で評価し、その結果から個別支援計画書を修正します。						
営業時間		9時	30分から	17時	30分まで	送迎実施の有無	あり	なし
		支援内容						
本人支援	健康・生活	(1) 毎日の検温・手洗い・うがいを実施し、ひとりひとりの感染対策を実施します。 (2) 健康で安全に活動できるよう支援を行います。 (3) 安全に配慮しながら楽しく食事ができるよう支援します。 (4) 意思表示が困難である子どもの障がいの特性および発達の過程・特性等に配慮し、心身の異変に気付けるよう観察を行います。						
	運動・感覚	(1) 室内でのボールを使った運動や近隣の公園等での屋外活動により運動能力の維持・促進を図ります。 (2) 季節ごとのポスター作りや、クリスマス・ハロウィンなどの飾りつけ作成などを通して、手先の感覚・動作の維持・習得を意識した活動を行っています。						
	認知・行動	(1) 当日の日付・曜日・スケジュールを表示し、概念の習得を図ります。 (2) 自分に入ってくる情報を適切に認識して生活できるよう支援し、認知の隔たり等の個々の特性に配慮します。						
	言語 コミュニケーション	(1) あいさつや会話など、円滑なコミュニケーションを行うことができるよう支援します。 (2) 集団での遊びや活動を通じて、他者とのコミュニケーション能力の向上を支援します。						
	人間関係 社会性	(1) 人遊びや協同遊びの活動を通し、自己理解・他者理解を養います。 (2) 周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行います。 (3) 地域施設や社会資源を活用し、知識や経験を養います。 (4) 社会生活に必要な基本的マナーが身に付くよう支援します。						
家族支援		・ご家庭での困りごとに対する助言・サポート ・延長利用サービス		移行支援		・学校・関係機関と連携 ・具体的な移行先との調整、連携		
地域支援・地域連携		・相談支援事業所、障害福祉サービス事業所との連携 ・学校や併用先との情報共有		職員の質の向上		・法人内外の研修参加 ・管理者との定期面接 ・毎月の職員会議		
主な行事等		・イベント・・・初詣、節分、花見、クリスマス会、ハロウィン、フライングディスク大会、ポーリング大会 ・季節の創作活動						